

渡辺牧場 里親会

～まずはセイントネイチャーから～

第1条 名称

本会は、「渡辺牧場 里親会～まずはセイントネイチャーから～」と称します。

第2条 対象馬

本会の対象馬は、セイントネイチャーとします。

会費に十分な余裕が出た場合は、対象馬を増やす可能性があります。

第3条 1)所在地 2)代表者 3)事務局

1) 本会の所在地は

〒057-0036 北海道浦河郡浦河町字絵笛 497-5 (有) 渡辺牧場 とし
対象馬の管理、繋養をします。

2) 本会の代表者は、渡辺はるみ とし

本会の対象馬の管理、繋養と共に、近況を発信、報告します。

ホームページは <http://www13.plala.or.jp/intaiba-yotaku/>

ブログは <http://watanabeuma.cocolog-nifty.com/blog/>

3) 本会の事務局は、「NPO 法人引退馬協会」の対外支援事業である

「引退馬ネット」に委託します。

ホームページは <http://rha.or.jp>

Email は intaiba@intaiba.net

Tel は 0123-76-7333 Fax は 0123-88-4226

第4条 設立の趣旨

1. ナイスネイチャの産駒であるセイントネイチャーを、経済的な事情から安楽死することを回避し、生かすこと。
2. セイントネイチャーが生きてきた経緯と、今後の生き様を会員と共有することで、引退馬の境遇、また、馬という生き物をより身近に感じてもらい、馬の福祉に対する意識向上を一般社会に広げること。
3. 会費に十分な余裕が出た場合は、セイントネイチャーだけに留まらず、他の1頭でも多くの馬を生かすこと。

第5条 入会・退会の申し込み

本会の事務局「NPO 法人引退馬協会」の「引退馬ネット」に受け付けを委託します。退会は、いつでも自由なものとします。

第6条 会員資格と会費・寄付金

1. 会員はこの会の趣旨を理解し、会費を負担します。
2. 会費の用途は、対象馬の飼養管理費、治療費、会員の皆様への連絡を含む運営費等として必要な経費に使います。

3. 会費は、1口 2,000 円/月とし、口数は会員が自由に決められるものとします。口数の増減はいつでも会員が自由に決められるものとします。
4. 会費は月末までに翌月分を支払うものとし、半年払い、年払いも可能とします。ただし、入会月や自動引き落とし日が金融機関の休業日と重なった場合はのぞきます。
5. 3ヵ月間会費の滞納があった場合には、退会となります。ただし、再入会は可能です。その場合、さかのぼって会費を支払う必要はありません。
6. 寄付金は、別途、任意とします。
7. いったん納入された会費、寄付金については返還しないものとします。
8. 最終的に閉会後の余剰金全額は、引退馬ネットに寄付するものとします。

第7条 会員の渡辺牧場訪問

日時を予約の上、年間を通じて(渡辺牧場における非常時以外)可能とします。会員は、できるだけ訪問の2~3日前までに、直接、渡辺牧場に連絡するものとします。

第8条 対象馬の「馬の福祉」の観点

「健康でありながらも経済的事情により安楽死すること」を避けるために、会を設立したものでありますが、生き物であるがゆえに、万一、治る見込みがない病気、怪我により、対象馬が苦痛に襲われ続けることとなった場合は、一刻も早く対象馬を苦痛から解放させるために、獣医師からの見地にに基づき安楽死となることもあり得ます。

代表者は会員に対して、詳細な経緯報告をするものとします。

第9条 会員の個人情報

会員の個人情報は引退馬ネット事務局と共有するものとし、いかなる場合も無断で第三者に、会員及び寄付をいただいた方の個人情報を開示、提供することはありません。

必要と思われる開示、提供の要求があった場合は、本人への確認、承諾を得てから行うものとします。

これは、会員が退会した後も、また、本会が終了した後も、同様に扱うものとします。

第10条 設立年月日と、会の存続期間

本会は、平成26年4月8日に設立し

対象馬(複数頭の場合は全ての対象馬)が天寿を全うした後、事後報告等を終了した日に閉会するものとします。